

① 日常生活を支援するサービス 【問い合わせ先】健康長寿課高齢者担当

○ 見守り配食サービス

食事作りが困難な高齢者等に、栄養バランスがとれた食事をお届けするとともに、利用者の安否確認を行います。(月～金：昼食または夕食)

【対象者】自分で調理等ができない方で、安否確認が必要な、以下のいずれかに該当する方 ※その他条件があります。相談してください。

*65歳以上の高齢者で、ひとり暮らしの方

*65歳以上の高齢者で、同居家族が疾病等により障害があるため、その援助を受けられない方

*身体障害者手帳1～3級の方で、ひとり暮らしなどをしており、支援が必要となる方

【支給内容】週3食までは、市の補助があります

○ 訪問理美容サービス

理容師・美容師が自宅を訪問して理美容サービス（毛髪のカット）を行う費用の一部を助成します。

【対象者】以下のいずれかに該当する方

*65歳以上で、心身の障害・傷病等により自ら理容室・美容室に行くことが困難な方

*第2号被保険者（40～64歳）のうち、要支援・要介護の認定を受けている方で、自ら理容室・美容室に行くことが困難な方

【支給内容】1人当たり年4枚上限。利用券1枚につき2,000円助成。

- ・4月～6月申請 4枚交付
- ・7月～9月申請 3枚交付
- ・10月～12月申請 2枚交付
- ・1月～3月申請 1枚交付

【利用者の負担金】理美容施術料から、2,000円を差し引いた料金は自己負担となります。



○高齢者転倒予防対策費助成金事業

転倒予防のための住環境の整備、又は、歩行補助具の購入に係る費用について助成します。

【内容】手すりや段差の解消、滑り防止のための床材の変更等の購入や取り付け費。または、歩行用杖やシルバーカー等の購入費。

【対象者】次に掲げる要件すべてに該当する方

- ①65歳以上の高齢者で要介護（要支援）認定を受けていない方。
- ②身体機能の低下により転倒の危険がある方
- ③在宅生活の安全と生活の質を確保するために、住環境の整備又は歩行補助具の購入が必要と認められる方
- ④高齢者が属する世帯全員に市税等の滞納がない方

【補助費】転倒予防のための用具や取付費の合計額の2分の1の額。
限度額 10,000 円。

【注意】申請は一人1回限りとなります。一度でも助成金の交付を受けると、限度額 10,000 円に満たしていても再度申請することができません。

※申請は住環境の整備又は購入完了から3か月以内、又は令和9年3月31日までのいずれか早い日までとなります。

ホームページ
申請書



※転倒予防のための運動として、

「ここ富士体操」に取り組んでみてください。

ここ富士体操



!! 1311運動を推奨します !!



○ 寝具類の洗濯・乾燥サービス

高齢者等が使用している寝具類(敷布団・掛布団・毛布)の衛生管理を支援するため「丸洗い」のサービスを提供します。

【対象者】以下のいずれかに該当する方

* 65歳以上のひとり暮らし、または高齢者世帯の方で、日常生活は自立しているが足腰が弱っているため、布団等の日干しができない方

* 65歳以上の高齢者、または身体障害(児)者で、布団(ベッド)上での生活が主であり、衛生管理が必要な方

【支給内容】1回につき寝具類3枚まで利用可能(利用上限:年3回まで)

【利用者の負担金】丸洗い 100円~300円・乾燥消毒 30円~100円

○ 紙おむつ購入費助成事業

在宅で生活する65歳以上の高齢者で、紙おむつ(紙おむつ・尿とりパッド)を使用している方の経済的負担を支援します。

【対象者】以下のどちらも該当する方

* 市民税が非課税の方

* 要介護認定が要介護4・5の認定を受けている方。

または、要介護3の認定を受けている方は、認定調査票の「排尿」又は「排便」の項目において「一部介助」又は「全介助」に該当している方

※ 在宅には、『サービス付高齢者住宅』『有料老人ホーム』を含みます。

※ 特別養護老人ホーム・老人保健施設・認知症グループ等に入所している方、また月15日を超えてショートステイを利用している方は対象外となります。

【支給内容】年4回(5・8・11・2月)支給

※申請については、広報でお知らせします。

○高齢者補聴器購入助成金

高齢者の方の生活の質の向上及び認知症予防を目的として、加齢による聴力低下により、日常生活において補聴器を必要とする高齢者に、補聴器購入費の一部を助成します。

【対象者】下記のすべてに該当する方

- ・富士吉田市内に住所を有し、事業実施年度に65歳以上となる方
- ・聴覚障害による身体障害者手帳の交付対象とならない方
- ・耳鼻咽喉科医師が補聴器の装用を認めた方

※補聴器本体の購入に係る費用のみとし、医師から補聴器に関する意見書を得るための診察料、検査料等の受診費用及び補聴器の修理、保守、附属品等の費用は対象外となります。

【支給内容】

所得及び指定補聴器販売店からの購入により最大 50,000 円を助成します。詳しくは HP をご覧ください。

対象者の区分	補助金の額
1 所得段階別介護保険料の表で第1段階～3段階で、かつ認定補聴器技能者が在籍する補聴器販売店から購入した場合	5万円を限度
2 同じく第4段階で、かつ認定補聴器技能者が在籍する補聴器販売店から購入した場合	3万2千円を限度
3 上記以外の者	3万円を限度

詳細はこちら↓



○ あんしん電話サービス 【問い合わせ先】 **健康長寿課高齢者担当**

「ふれあいペンダント」

急病または事故等の緊急時にボタンひとつで ALSOK あんしんケアサポート(株)へ直接連絡ができるため、迅速な救助等の支援が受けられます。また、専門スタッフが、24時間・365日さまざまな相談にも応じてくれるほか、月2回、安否確認のためのお伺い電話を行います。

【対象者】 疾病等により緊急通報や家族の支援が受けられない方、見守りが必要な方、携帯電話をもっていない方で、以下のいずれかに該当する方

*65歳以上のひとり暮らしの方

*65歳以上の高齢者世帯の方

*18歳以上65歳未満のひとり暮らしの重度身体障害者

※緊急時に連絡が取れる協力員の登録が必要です（最大3名）

緊急時や本人と連絡が取れない場合、協力員に連絡を行い、本人の安否を確認していただくことになります。

【利用者の負担金】

機器の賃貸や設置は無料です。通話料は自己負担となります。

※ 利用者の故意・過失による機器の破損や紛失については弁償していただきます。



○ ふれあいコール

ブランチの職員が月2回、電話による安否確認や各種連絡、相談、助言を行います。また、利用者の体調が思わしくないときは、地域包括支援センター・ブランチの相談員等が訪問し、対応を行います。

【対象者】 65歳以上のひとり暮らしの高齢者で、居宅生活に不安があり、安否確認等を要すると認められる方。

※ 介護保険の対象者でマネージャーが決まった方は、そちらの相談体制を重視し、対象外となります。

【利用者の負担金】 無料

・・・民間によるサービス・・・

○ 地域社会生活支援事業

地域社会の日常生活に密着した仕事をお請けしています。草取り・草刈り、植木の剪定、襖や障子の張り替え、賞状書き・宛名書き、家事手伝い、工場・家庭の軽作業、清掃、梱包、などが行えます。

【対象者】 どなたでも利用できます

【利用者の負担金】 作業内容により利用料が異なりますので、お問い合わせください。

【問い合わせ先】 富士五湖広域シルバー人材センター ☎22-9241



○ 福祉用具短期貸し出し事業

高齢者や障害者等が在宅で日常生活を送るために、福祉用具の試用、または緊急時や一時的に必要となった時に福祉用具の貸出しを行っています。地域で開催される介護教室や福祉教育等の増進や啓発を目的とする事業にも幅広く貸出しをします。

【対象者】

市内に住所を有する個人または団体で、在宅生活に支障のある高齢者、障害児・者、療養者等で、介護保険、障害者自立支援法等の公的制度の対象にならない者、行政機関、学校、公益法人、特定非営利法人（NPO）、団体等

【用具の種類】 特殊寝台、寝台付属品、車いす

【利用者の負担金】 1ヵ月以内は無料。1ヵ月を超える場合は有料となります。

【問い合わせ先】 富士吉田市社会福祉協議会 ☎23-8105

○ 車いす移動車の貸し出し事業

一般の車では移動が困難な高齢者・障害者の皆さんへ車いすのまま乗り降りが可能な車いす移動車の貸出しを行います。

【対象者】 市内に住所を有する高齢者、障害者およびその家族

【利用期間】 2日以内（年末年始を除く）

【利用料】 燃料費として 30 円 / 1 km

【申込み】 ・ 空き状況を確認の上、利用希望日の3日前までに申請

・ 同一利用者の利用は、1ヵ月につき2回までとなります

・ 運転者（21歳以上）については、利用者が確保するようお願いいたします

【問い合わせ先】 富士吉田市社会福祉協議会 ☎23-8105

